



令和6年 第1回臨時会：7月18日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時30分）	4
○議事日程の報告	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	5
採決	5
○議会運営委員会の委員の選任	5
○議案第4号ないし議案第6号の一括上程、提案説明	6
行 田 邦 子 管理者	6
柿 沼 誠 事務局長	7
○上程議案の質疑～採決	9
○議案第7号の上程、提案説明	10
行 田 邦 子 管理者	10
○上程議案の質疑、討論省略、採決	10
○特定事件の委員会付託	11
○閉 会（午後 1時48分）	11
<hr/>	
○署名議員	12

彩広清告示第6号

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を、7月18日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和6年7月8日

彩北広域清掃組合
管理者 行田邦子

付議事件

- 1 議会運営委員会の委員の選任について
- 2 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）
- 3 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）
- 4 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）
- 5 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和6年7月18日（木） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員会の委員の選任
- 第5 議案第4号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）
議案第5号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）
議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例）
- 第6 議案第7号 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて
- 第7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	小林 淳 一 議員	2番	駒 見 行 彦 議員
3番	小 泉 晋 史 議員	4番	福 島 と も お 議員
5番	橋 本 祐 一 議員	6番	芝 寄 和 好 議員
7番	田 中 和 美 議員	8番	小 林 修 議員
9番	梁 瀬 里 司 議員	10番	金 澤 孝 太 郎 議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

行	田	邦	子	管	理	者		
並	木	正	年	副	管	理	者	
吉	田	明	夫	会	計	管	理	者
江	森	裕	一	参	与			
高	坂		清	参	与			

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	柿	沼	誠
主	幹	今	井	剛	史	
書	記	野	本	哲	也	

午後 1時 30分 開会

○梁瀬里司議長 皆様、こんにちは。本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の指定

○梁瀬里司議長 まず、日程第1、議席の指定を行います。

鴻巣市選出の川崎葉子議員から、去る6月7日付、辞職願が提出され、同日付でこれを許可し、鴻巣市議会において組合議員の補欠選挙が実施されました。

その結果、芝寄和好議員が新たに選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。

議席は、お手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

7番 田中和美 議員

8番 小林 修 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり

ましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 4番 福島ともお議員。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る7月11日に委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました。その結果、会期を本日一日とし、議事日程をお手元に配布いたしました令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期を、本日1日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議会運営委員会の委員の選任

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会委員会条例第1条及び第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に芝寄和好議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した芝寄和好議員が彩北広域清掃組合議会運営委員に選

任されました。

△議案第4号ないし議案第6号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、議案第4号ないし議案第6号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日、ここに令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。夏もこれから本番を迎え、台風のシーズンとなりますが、災害が起きないことを切に願うところでございます。

さて、8月で稼働後40年となる小針クリーンセンターでございますが、引き続き、安全、安心で、安定的なごみ処理を継続できるよう、職員、施設作業員とも一丸となって維持管理に努めてまいります。議員各位におかれましても、変わらぬご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

この度の臨時会において、ご審議いただく案件は、専決処分の報告、及び人事案件となっております。なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案につきまして、議事日程の順序に従いご説明申し上げます。

議案書の1ページから10ページとなります。

議案第4号ないし議案第6号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月27日付けで専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。専決処分の内容といたしましては、国における、人事院規則、地方自治法の改正、また、組合構成市における関係条例の改正状況を踏まえ、本組合の関係条例の一部改正を行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第4号ないし議案第6号について、細部説明を申し上げます。

お手元に配布してございます議案書の1ページをお願いいたします。

議案第4号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。令和5年12月に、国において人事院規則が改正され、職員の特別休暇について、繁忙期であること、その他の事情により7月から9月までの期間に取得することができない場合、特別休暇を使用できる期間が拡大されました。これに伴い、構成市においては、本年3月定例会において、関係条例の一部改正を行っております。本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、関係条例の一部改正を行ったものでございます。本件は、構成市における条例成立後の対応であり、前年度末までに施行する必要があることから、本年3月27日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

内容についてご説明いたします。参考資料、新旧対照表の1ページをお願いいたします。条例第14条は特別休暇についての規定となっており、第2項第18号に、拡大した期間の定めを加えております。議案書の3ページにお戻りください。附則をご確認ください。本条例の施行期日を、公布の日としております。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、前議案同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第19号が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されております。当該法改正により、地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとなったことから、構成市において、3月定例会にて関係条例の

一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても、構成市の改正状況を踏まえ、彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部改正を行ったものでございます。本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和6年4月1日に間に合わせることから、本年3月27日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の2ページをお願いします。組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例第2条第9項は、引用条項を整備するもの、第10項は給与条例の一部改正により、期末手当の額を定める割合を改正するもの、第11項は勤勉手当の支給方法、第12項は勤勉手当の支給金額を新たに追加規定するものでございます。その他、第2条第1項及び第13項、続く3ページ第4条第1項、及び第4項の改正は、勤勉手当を支給することを新たに加えるものでございます。

次の4ページは、本一部改正条例の附則にて、影響を受けます育児休業等に関する条例を改正するものでございまして、第7条第2項中の、会計年度任用職員を除外する規定を削除するものでございます。議案書に戻りまして、6ページをお願いします。附則の第1項で、本条例の施行期日を、令和6年4月1日からとするものでございます。

続いて議案書の8ページをお願いいたします。議案第6号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、前議案同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。前議案第5号でご説明しました、令和5年5月公布の地方自治法の一部を改正する法律にて、新たな条文が追加されたことにより、法律を引用する条項のずれが生じたことから、構成市において、3月定例会にて関係条例の一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部改正を行ったものでございます。本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和6年4月1日に間に合わせることから、本年3月27日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。条例第5条第1項及び第2項における改正が、引用条項のずれを整備するものでございまして、その他の改正は、

用語の整備となっております。議案書に戻りまして、10ページをお願いいたします。附則にて、本条例の施行期日を、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第4号ないし議案第6号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第4号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

△議案第7号の上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第6、議案第7号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第7号について、ご説明申し上げます。

議案第7号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについてありますが、本案は、彩北広域清掃組合代表監査委員の上野健司氏が、令和6年7月20日をもって任期満了となりますので、夏目眞由美氏を選任いたしたく、彩北広域清掃組合同規約第14条第2項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○梁瀬里司議長 これより、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている議案は、人事案件でありますので、正規の手続を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま上程されている議案を、正規の手続を省略して、直ちに採決いたします。

議案第7号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 1時 48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

梁 瀬 里 司

彩北広域清掃組合議会議員

田 中 和 美

同

小 林 修